

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区明石町 8 番 1 号

2 指名停止措置期間

令和 7 年 6 月 2 0 日から令和 7 年 8 月 1 9 日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会により、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定地下式 P S 工事及び特定エレベーター方式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 4 月 1 日付建設省営管第 1 2 4 号）別表第 2 第 5 号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第 2 第 5 号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 指定区域※内において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上 9 ヶ月以内